

を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する国家の行動計画を採択すること等が勧告された。

こうした勧告の趣旨や、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果等も踏まえ、2023年3月には「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」^(※9)が取りまとめられた。報告では、通常の学級における障害のある子供への支援に関し、

- ・校長のリーダーシップの下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制を充実させること
 - ・児童生徒が慣れた環境で安心して通級による指導を受けられるように自校通級や巡回指導を始めとする通級による指導を充実させること
 - ・通級による指導を担当する教師等の専門性の向上を図ること
 - ・高等学校における通級による指導の実施体制を充実させること
 - ・特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校における小・中高等学校等への指導助言等のセンター的機能を充実させること
 - ・よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設すること
- などの具体的な方向性が示された。

文部科学省では、障害者権利委員会における勧告の趣旨等を踏まえ、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶための条件整備を始め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の整備を着実に進め、本報告に示された具体的な方向性の実現を図るべく関連施策等の充実のための取組を進める。

※9 :「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)



現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒：小中学校8.8%、高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性 うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7%、高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担 高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

- ① 校内支援体制の充実
 - ⇒ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応
- ② 通級による指導の充実
 - ⇒ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
 - ⇒ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進
 - ⇒ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
 - ⇒ 高等学校については、潜在的対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

校内委員会の機能強化

- ⇒ 中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーター

通常の学級でできうる支援策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討

- ⇒ 専門家等からの支援
- ⇒ 特別支援教育支援員

⇒ I CTの活用
⇒ 合理的配慮

⇒ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

⇒ 発達障害や障害の程度の重い児童生徒が在籍

⇒ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るために、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。

⇒ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基礎となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。

⇒ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

特別支援学校

- ③ 特別支援学校のセンター的機能の充実
 - ⇒ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの中高学校への支援を充実

⇒ 特別支援学校のセンター的機能の発揮

- ⇒ 特別支援学校からの中高学校への支援を充実

⇒ インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいっかきを一體的に運営～

⇒ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援

⇒ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現

- ⇒ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るために、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ⇒ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基礎となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ⇒ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

資料：文部科学省